

令和 8 年度第 2 回平塚市市民活動推進委員会 議事録

日 時 令和 8 年 7 月 1 0 日（金）午後 2 時から午後 2 時 3 0 分まで
場 所 ひらつか市民活動センター 会議室 A・B
出席者 後藤委員、和久井委員、大関委員、能勢委員、船越委員、原田委員、
中村委員、小宮委員、事務局（協働推進課長、協働推進課課長代
理、市民活動センター長、市民協働担当 2 人）
傍聴者 なし

開会 原田委員長あいさつ

1 第 8 回平塚市みんなのまちづくり事例の審査スケジュール等について

・第 8 回平塚市みんなのまちづくり事例の審査スケジュール等について、事務局から資料に基づき、説明した。

〔委員からの意見・質問等〕

〈委 員〉：対象主体の中の事業者だが、規模や業種が限定されているのか。

〈事 務 局〉：規模・業種は問わない。法人や個人事業主であればよい。

〈委 員〉：意思があれば、応募できるということか。

〈事 務 局〉：意思があれば、応募可能である。

〈委 員〉：資料 2「第 8 回まちづくり事例募集チラシ」だが、資料 3 の「第 8 回まちづくり事例募集チラシ」の裏面は応募用紙となっているが、資料 2 は裏面に年間大賞の事例が掲載されているのみで、応募用紙がついていない。チラシ表面の二次元コードからダウンロードできるということか。

〈事 務 局〉：二次元コードは、e - k a n a g a w a 電子申請システムによる応募フォームとなる。資料 2 については、応募用紙を別に添付し送付する予定である。平塚市みんなのまちづくり事例について補足するが、今回から事例集には、応募のあった団体が寄附、会員、ボランティアを募集している場合は、事例の掲載ページに各募集内容に沿ったアイコン及び募集の問合せ先を掲載する予定である。また、前回審査の際、委員から意見をいただき、1 次審査を円滑に進めるため、各応募団体の事例を福祉、清掃など種類分けを行う。

2 地方税法第 3 1 4 条の 7 第 1 項第 4 号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の改正について

・地方税法第 3 1 4 条の 7 第 1 項第 4 号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営

利活動法人等を定める条例の改正について、事務局から資料に基づき、説明した。

〔委員からの意見・質問等〕

〈委員〉：指定の期間は5年間でよい。また、主たる事務所の所在地が平塚市外の法人があるが、どういう観点で平塚市が指定をしているのか。

〈事務局〉：指定期間は5年間であるが、初回の指定については、指定期間の開始日ではなく、指定を受けた年の1月1日から指定期間の末日までが指定期間となるため、5年より長い期間となる。それ以降の指定期間の更新については、5年ごととなる。平塚市で活動している特定非営利活動法人であったり、平塚市の方が該当の特定非営利活動法人へ寄附をしている場合について、都道府県の指定を受けていれば、平塚市への申請をいただければ指定を受けることができる。

〈委員〉：特定非営利活動法人 トムトムは、茅ヶ崎市が主たる事務所の所在地であるが、神奈川県で指定を受けていれば、茅ヶ崎市と平塚市の各市で指定を受けることができるのか。

〈事務局〉：神奈川県で指定を受けていれば、茅ヶ崎市と平塚市の各市で指定を受けることができる。

〈委員〉：特定非営利活動法人が指定を受けることで得られるメリットはなにか。

〈事務局〉：一つ目は、寄附者が住民税の寄附金税額控除を受けることができること。二つ目は、指定法人が都道府県の認定を受ける際のパブリック・サポート・テストが免除となることである。

〈委員〉：今回の条例改正で3法人について話しがあったが、この3法人以外に平塚市で指定している法人はあるのか。

〈事務局〉：今回の条例改正で1法人について、指定の取消しを受けたことに伴い、現在平塚市で指定をしている法人は3法人である。

〈委員〉：特定非営利活動法人 トムトムはどういう法人なのか。

〈事務局〉：障がい者や高齢者に対して移動支援、生活介護、日中一時支援といったサービスを提供する法人である。

3 その他

・令和9年度実施協働事業について、行政提案型、市民提案型ともに新規提案がなかったことを事務局から報告した。

・協働事業制度の見直しについて、次回（11月）の市民活動推進委員会に諮ることを事務局から説明し、了承を得た。

閉会